

平成 22 年度 第 2 回 森林環境保全基金運営委員会

開催日時 平成 22 年 9 月 17 日（金） 13 時 00 分 ～ 15 時 00 分
開催場所 高知城ホール 2 階 小会議室
出席者 (委員)
根小田渡委員（委員長）、堀澤栄委員（副委員長）川村起久子委員、
窪田真一委員、田岡秀昭委員、津野裕子委員、松本誠司委員
山中國保委員、門田芳穂委員
(高知県)
鶴岡林業環境政策課長、岩原木材産業課チーフ
原県立病院課企画監、中森林業環境政策課技師
久保林業環境政策課長補佐、出口林業環境政策課主任
欠 席 片岡桂子委員

(林業環境政策課 鶴岡課長)

本日は、第 2 回森林環境保全基金運営委員会にご出席していただき、誠にありがとうございます。

今回の議事事項は、前回の継続審議となっております、「安芸病院の木質化について」でございます。

前回の基金運営委員会では、まず国の造林事業の補助金が 23 年度以降大幅に変更する中で、これまでの「基金残高については、森林整備の予算として保留したらどうか」とか、あるいは森林環境税の用途について、「二期目の最終年度である 24 年度までの見通しについて、事務局の方で一定案を示してほしい」というような意見、それから 3 番目に「安芸病院の木質化について、実施するのは分かるけれども、現時点での、分かる範囲でもっと具体的に説明してほしい」、また「事業費が大き過ぎるので、全額支援は困難ではないか」と、というような質問や意見がございました。

そのため、その質問等にお答えする形で、まず事務局の久保補佐の方から今回配布しております資料に基づき説明させていただきます。

その後、県立病院課の原企画監から前回の変更点を踏まえまして、安芸地域県立病院、これは仮称でございますけれども、整備事業を説明させていただくという形で進めさせていただきたいな、というふうに思います。

委員の皆さまには、その後、十分にご審議をいただき、一定の結論を出していただきますよう、よろしく願いをしまして、簡単ではございますがご挨拶に代えさせていただきます。

(事務局)

それでは、本会のスケジュールについて、先ほど課長の説明にもありましたとおり、まず、事務局の方からこれまでの、前回のご質問・意見に対する回答という形で、パワーポイントで説明をさせていただきます。

その後、県立病院課さんの方から安芸病院の木質化についての説明のあと、質疑という形をとらせていただきたいというふうに思っております。

予定としては夕方の5時まで時間を取っておりますが、早く結論が出たら、その時点で閉会という形にさせていただきたいと思えます。

それでは、議事の進行について、委員長よろしく申し上げます。

(根小田委員長)

はい。皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

前回の委員会で、結論を持ち越しました問題を、今日は中心に議論するということが、時間をかけてもう少し議論をする必要があるということ、もう少し情報を提供してもらいたいということで、安芸病院の木質化の問題、それと関連して、今後の国の補助金の動向だとか、この基金の23年度以降の予算配分の大体の見通し、そういうことについてももう少し詳しい情報をいただいて、そして議論しようということになりましたので、まず最初に事務局の方からは、23年度以降の予算配分、あるいは国の補助金の動向等について、それから、県立病院課の方からは、安芸病院の木質化に関連した、もう少し具体的な詳しい情報等、説明をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、事務局の方。

(久保課長補佐)

それでは、根小田委員長の方からもご紹介いただきましたように、前回の委員会において、委員の皆様からいただきました課題につきまして、状況をご説明させていただきたいと思えます。お手元に資料をお配りしておりますが、前の画面の方を見ながら、ご説明申し上げます。

2ページをお願いします。

「森林環境税の考え方」ということで、資料補足ということで、取りまとめておりますけれども、「一期目と二期目における税の目的・使途」の比較でございます。

まず、流れとしましては皆さまご承知のように、15年度から一期目が始まりまして、18年度、19年度にかけて、県民シンポジウム、あるいはプロジェクトチームによる検討を経まして、第二期目への継続ということが決まりまして、平成20年度から24年度の5ヵ年間、二期目という形で、現在森林環境税の第二期目の期間を迎えております。

一期目の目的につきましては、ダムの上流域など、公益上緊急に整備する必要がある、といったような森林の混交林化を進めて、森林の環境整備の機能を保全するというような

大きな目的の一つ。さらに「県民参加による森林保全」の機運を高めていくという、もう一つの普及啓発的な目的を持たせておりました。

取り組みとしては、今、言いましたダム上流域などの整備、2,277ha の間伐等を実施しております。それと、あと県民参加の森づくりということで、さまざまな普及啓発、あるいは森林環境教育推進などのイベントなり事業を行っております。

そして、二期目に入りまして、二期目の大きな目的がやはり二つあるんですけれども、森林整備ということで、直接森林環境の保全を高めるといった目的と、さらに県民の森林への理解と関わりを深めて広げていくというような形で、充実・強化していこうという取り組みを行っております。

その取り組み、今のところ4本柱ということでもくってありますけれども、森林環境教育の拡大ですとか、森川海の連携・県民参加といった部分に加えまして、一応これ「NEW」と書いてあるんですけれども、一期目の直接広範囲の整備を進める形から、造林事業などへの嵩上げ補助という形を、より広く森林整備を進めていくという形で行っております。

また、新たに付け加わったものとして、持続可能な山の暮らし、そういう森づくりへの支援をしていくといった目的が、新たに加わっております。

3ページをお願いします。

II番目としまして、「森林環境税の使途に関するこれまでの実績」ということで、第一期目と平成21年度までの使途実績を、こちらの方に数字でまとめております。

こちらの方が先ほどご紹介した、1から4の区分に該当するものですが、4ページをお願いします。

実際にこちらが、森林環境税の使途を15年度から21年度までの実績で見た、円グラフになっております。まず、1という風を書いてありますところが、こちらに書いてありますように、子供たちなどへの森林環境教育支援、県民の参加の森づくりといった部分でございまして、その実績が2億8,300万円。全体に占める比率ですけれども、30.8%というような状況になっております。

次に、2番目のCO₂吸収や水源涵養など、森林整備への支援ですが、こちらの方が5億8,600万円ということで、約64%といったような割合を占めております。

そのほか、持続可能な山の暮らしを支える森づくりへの支援ということで、木材利用の推進であるとか、そういった事業関係が4.6%の4,200万円といったような比率です。

それから、CO₂吸収関係、環境に配慮した取り組みの支援ということで、こちらの方が940万円、1%といったような状況に今までの実績ではなっております。

5ページをお願いします。

そして、委員の皆さまからいただいた課題でございしますが、国の今後の状況はどうなっていくのかということにつきまして、まず平成19年度から今後24年度に向けての国の事業、環境税の活用事業という形で整理しまして、状況がどうなっており、今後どうなっていくかというのを、時系列で整理させていただいております。

まず、国の方の事業ですけれども、こちらが定額事業という風に書いておりますが、基本的には山主の負担というのは余りないと、若しくは、もうない、というような事業とお考えいただければいいんですが、まず、平成19年度に「未整備森林緊急公的整備導入モデル事業」というものができまして、途中でちょっと名称が変わったんですけれども、「未整備森林緊急整備事業」ということで、これ自体21年度までの事業なんですけど、繰り越して22年度の末、23年3月までは事業が実施できるようになっております。

それと併せて国の「森林整備加速化基金事業」ということで、21年度の7月に県の方でも予算対応しまして、これが23年度末、24年の3月まで事業を実施できるようになっておりまして、現在、県の方ではこちらの、特に、森林整備加速化基金を使いまして、山の整備を行っておるような状況になっております。

皆様から前回の委員会でもいろいろご質問がありましたように、平成23年度に向けての国の概算要求が出ておりますので、それをまた後ほど説明させていただきます。

一方、森林環境税の活用事業ということで、環境税を投入して山の整備を行ってきた状況につきまして、19年度までは先ほどお話ししたように、荒廃林等の整備ということで、こちらの事業全額補助という形で実施してきておりました。

第二期目に入りまして、名称「みどりの環境整備支援事業」ということで、造林事業への嵩上げ補助という形で実施をしております。併せて20年度には、「緊急間伐総合支援事業」が追加されております。更にこちらの「自伐林家の支援事業」も追加して21年度に実施されております。

そういったものを含めまして、みどりの環境整備支援事業ということで、嵩上げ補助で対応してきておりまして、お尻の方が、第二期の森林環境税の終期でございます。25年の3月までは継続していくというような流れになっております。

次、6ページをお願いします。

現在のそういった森林整備の状況、じゃあ、どれくらい森林整備がされているのか、といったことが面積でグラフにしたものがこちらの方にございます。

平成20年度ですけれども、県の森林整備に係わる事業全体で見ますと、8,799ha。片や、みどりの環境整備の方では2,400ha。これ内数になっておりますけれども、嵩上げ補助です。

21年度は1万強ha、内2,257ha。

22年度、こちらはまだ計画ベースでの数字です。やる事業ではまだ実績が出ておりませんので、計画ベースの数字ということで、1万5,000haを整備していこうということで、そのうち2,500haを、みどりの環境整備でやっっていこうというふうになっております。

ただ、県の目標としましては、20年度から24年度ですから、5カ年間で、各年度とも1万5,000haずつ整備していこうというような目標は立てておるんですが、20、21につきましては、その目標は残念ながら達成されていないといったような状況ですので、今年度、平成22年度は、この加速化基金を活用して、1万5,000haを整備していこうという形で取

り組んでおるところでございます。

次、7ページをお願いします。

それで「国の動向」につきまして、先ほど時系列の事業の表で見いただきましたけれども、国の概算要求の23年度に向けた状況はどうなっておるのかということなんですが、8月末に財務省の方に提出が締め切られた概算要求、農水省のその中の林野庁部分で、森林整備事業の補助に関わる部分ですけれども、こちらの方、民主党政権の中で、「行政事業レビュー」ということで、事業を見直して、どういった形で次年度以降予算を組んでいくかというようなレビューが行われまして、森林整備事業（補助）については、抜本的改善というような、これ林野庁内での見直しが行われた結果ですけれども、抜本的改善といったようなことになっておりまして、費用対効果ですとか、集約化施策、契約・事業単価の見直しなどが、項目として挙げられております。

その結果として、こちらの矢印の下が概算要求の概要でございますけれども、新たに平成23年度については、「森林管理・環境保全直接支払い制度（仮称）」ということですが、その中で、570億円の予算要求をしていくといったような方針が示されておるところでございます。

そのポイントとしまして、まずポイント1でございますが、赤字で書いてますけれども、要件といいますか、この事業の「集約化し計画的な施策を行う者を支援」しましょうといったような要件。ポイント2として、「間伐等への支援は搬出間伐への支援に限定」しましょうといったようなことが、概算要求のペーパーには書かれております。

ただ、それ以上のことについては、林野庁の担当者会なども9月に入っても開かれておりますけれども、より詳細な情報については、まだ県でも把握しておりません。例えば、従来型の切り捨て間伐への補助とか、そういった部分はどうなるのかといったことについては、まだ具体的なことは、詳細は分かっておらないというのが実情になっております。

次、8ページをお願いします。

それで、県としまして「平成22年度下半期以降の森林環境税の用途について」ということで、考え方をまとめておりますけれども、「持続可能な山の暮らしを支える森づくりへの支援を拡充」をしていきたいと思いますということで、県としては考えております。

事業のポイントとしましては、実際に今まで国の状況・県の状況をその事業で直接対応し、挙げてきましたけれども、国の動向が不透明であるといったこともありまして、森林整備の方には、なかなか今のところ、踏み込めないような状況がございます。そういったこともありまして、木材利用、川下の側で木材利用を進めることで、森林の再生に貢献していくと、まさに持続可能な山の暮らしを支えていく森づくりへとつなげていきたいと、いう風に考えておりまして、CO₂固定ですとか、吸収を通じまして、環境に配慮した施策につなげていこうという考えでございます。

その事業、こういった持続可能な山の暮らしを支える森づくりへの支援ということで、前回8月24日の委員会の方でご説明させていただきました、安芸の県立病院整備の關係の

案件が途中、下半期にはございます。

9 ページをお願いします。

さらに続きになりますが、こちらの方も前回の委員会でご承認をいただきまして、実際に9月議会の補正予算でも計上させていただきませんが、「木の香るまちづくり推進事業」の増額補正500万円ということで、ご承認をいただいております。

23年度から24年度、「木材利用の推進」に関する方向性ということで記載してございますが、これは12月以降の委員会の議論になってくるんですが、今のところ木の香るまちづくり推進事業ということで、森林環境税での対応を継続していきたいといった点と、あと、これは新規になりますけれども、木造住宅への建築促進のための助成へも森林環境税を活用していきたいというようなアイデアが、今、私どもの身の周りでは出ておりますことを申し添えておきます。

次、10 ページをお願いします。

10 ページからは、委員の皆さん方、お話のありました、実際に今まで円グラフ等を使ってご説明してきましたが、実績につきましては、特に今回の安芸病院ですとか、木造住宅への支援等々も含めた、持続的な山への支援という部分も新たに加わってくると、拡充されてくると、今後はどういった見通しになるのか、といったようなご指摘をいただきましたので、あくまで、今後のシミュレーションということでご理解をいただきたいんですが、シミュレーション表として、こちらの方に取りまとめております。

これは20年度から22年度までは、20、21年度は実績ベースの数字でございます。そして、22年度につきましては、9月補正までを含んだ予算ベースでの数字でございます。そして、23、24というふうな数字を置いておりますけれども、注釈がございまして、こちらの方はあくまで仮置きなんですけど、みどりの環境整備支援事業につきましては、平成23年度につきましては5,000万円。24年度は、今後の情勢を見計らいまして、1億円を仮置きしておるといような形にしております。

それから、安芸病院の分につきましては、実際にお金があるのが23年度と25年度ということで、4,150万円と5,450万円、合わせて9,600万円というふうに仮置きをさせていただいております。

更に、木質ペレットボイラー関係は計上をしておりませんが、安芸病院の全体工事の木質化にかかる工事の中には含まれておると。このペレットボイラーの部分につきましては、今後また、検討も私どもの部内でもしなければならぬんですが、その木質バイオマスへの支援をやっていったらどうかというような議論もございまして、現在のところはこちらの方には起こしておりません。

次に④番目ですけれども、木材産業課の新規事業ということで、木造住宅への支援ということにつきましては、仮置きになりますが「23年度、2,500万円」「24年度、1,500万円」という形で置いてます。

それとあと、⑤ですけれども、これはもう23、24の実績にあるということで、見込み値

を仮置きしておるといような状況になっております。

11 ページをお願いします。

先ほどご説明しましたような数字のシミュレーション、これ全く想定にはなるんですけども、まず、22年度9月補正分を含む状況について、22年度分で見ますと、これは当初予算と9月補正を含むベースの円グラフになるんですが、こちらがソフト事業、24.7%。こっちの方は主に森林整備 48.7%。持続的に可能な山の暮らしを支える森づくりの部分が20%。その他が6.6%といったような、今年度はこちらの方がほぼこういった割合で推移していきだろう、いう風に考えております。

次をお願いします。

そしてシミュレーションに基づきまして、23年度の計画でございますけれども、こちらの方が森林整備部分ですけれども、こちらの方が22年度の方とは打って変わって、比率では約30%弱というふうな形になります。それと、こちらの方、安芸病院の木質化ですね、ここに出てきます。それと木の香るまちづくりは、公共的施設等への木質化・木造化の助成につきましては、継続させていただきたいということで仮置きしております。それとこちらが住宅助成、新規事業ということで2,500万円。これを足し合わせまして見ますと、比率的には45%といったような状況になってはまいります。

次をお願いします。

24年度ですけれども、こちら国の動向も勘案しながら、一応森林整備部分につきまして、1億円という金額を仮置きしておるといこともありまして、比率的にはまた50%を超える53%といったような占有率に戻っております。持続可能な山の暮らしは、21%といったような状況でございます。

次、お願いします。

今までの単年度ごとのグラフを取りまとめてみましたものが、こちらの想定総額でございますが、森林整備部分が、20年度から24年度、安芸病院の部分につきましては、実際に執行するのが25年度ですので、25年度までを含めますと、44.5%というような比率になります。それから、こちらの持続可能な山の暮らしを支える森づくりの部分は30%弱といった状況で推移するという想定になっております。

次、お願いします。

「23年度以降の森林環境税の用途に関する方向性」でございますが、森林環境税の今後についてということで、まずは全国的な森林整備事業の展望を見なければ、森林環境税の用途についてもなかなか動かしがたいところがあるということで、繰り返しになりますが、国の概算要求では、集約化して計画的な施業、搬出間伐等、そういった要件がかけられるんではないかといったような事業、国の事業はそういったような懸念がございます。

零細な自伐林家とか、保育間伐（切捨間伐）ですけれども、そういったところは、補助対象から除外される可能性がございます。これはあくまで推測ですので、今後の国の状況を見なければ何も言えませんが、

県としての対応でございますが、先ほど来申し上げておりますように、概算要求段階ということもあまして、国の方向を見極めながら、森林整備に係わる事業制度スキーム、もちろん、これは県の施策として、この国の概算要求、もしくは23年度の事業化を受けて、県としてまず、森林整備の在り方を考えていく必要が出てくるという風に考えます。

それを受けて、森林環境税を森林整備にどのように活用していくかといったようなことも、当然委員会での場の議論を含めて、ご検討いただかなければならないといったような状況になってこようかと思えます。

最後に、「森林環境税による森林環境保全の取り組みについて」ということなんですけれども、今、国の動向とか県のそれを受けての施策展開とかを含めまして、環境税の活用についてもセットで議論していかなければならないと、いう風に考えておりました、来年度から本格的に三期目についての議論を進めていきたいという風に考えております。

以上で委員の皆さまからご提案というか、投げかけをいただいております国の動向、見通しですね、森林環境税の国の動向と併せて、それにつきまして、あくまでシミュレーションとしての仮置きではありますが、状況をご説明させていただきました。どうもご清聴ありがとうございました。

(事務局)

それでは続きまして、県立病院課さんの方から、安芸病院の木質化の件につきましてご説明をお願いいたします。

(県立病院課 原企画監)

県立病院課です。座ったままですみません。説明させていただきます。

前回、継続審議となりまして、2回目を開催いただきまして、お忙しい中大変恐縮でございます。

前回、ご欠席の委員の方もいらっしゃるということですので、事務局の方から「一通り全体を再度説明してください」と言われておりますので、前半部分が重複しますけれども、すみません、よろしく申し上げます。

まず、安芸地域県立病院と仮称で呼んでおりますけれども、現在、県立病院のある安芸市の中には、安芸病院という一般病院と、芸陽病院という精神病院とがございます、両方ともが築35年以上ということで、老朽化が進んでおって耐震基準を満たしていないということで、建て替えを進めておまして、両病院を統合する形で建て替えを進めております。

現在は、実施設計中でございます。詳細な数字はまだ出ておりません。ご覧頂いておりますパース図は、この3月に基本設計を終わりましたので、その時の図面をご覧いただいております。

実施設計が、10月には、あらかじめ数字を挙げていただく予定になっておまして、今年の12月の補正予算で債務負担行為での予算を検討すると、そういう予定になっておりま

す。

ご覧いただいておりますパース図で概要を説明させていただきますと、4階建になっておりまして、病棟部分が3列に並んでおります。2階部分までが、外来診療ですとか、救急診療などの検査部門など共通の部分にして、3階と4階は各病棟になっております。

ご覧の3列の内、左側と中央の2棟が一般病棟、現在の安芸病院に該当する部分です。右側の1棟が精神病棟でして、現在の芸陽病院に該当するということとなっております。

施設の概要といたしましては、地域の中核的病院としての機能を果たすための、18診療科ということをご予定しておりますけれども、大変、県立病院の経営の健全化ということが求められておりまして、持続可能な病院とするために、病床数はご覧のように270床と、ここに書いておりますけれども、これは現在よりも140床あまり縮小します。

また、延べ床面積は1万9,200㎡としておりますが、これも現行よりは2,300㎡あまり縮小するというので、規模は一定縮小して、過剰投資にならないような病院として整備をしたいと考えております。

スケジュールについて申し上げますと、現在、その2病院とも診療を続けておりますので、建て替えに際しましても、診療を続けながら、患者の皆さまにご迷惑をかけないようにということで、診療を続けながら建て替えるということで、来年度、23年度から25年度まで3カ年に分けまして、3段階に分けて整備を進めることにしております。

来年度は一期工事として、精神病棟部分を建てます。精神病棟が24年の4月にオープンしまして、二期工事が24年から25年の秋までかけまして、一般病棟部分を建設します。

病院の建物のオープンは、25年の12月を予定しています。その後、外構工事を行いまして、フルオープンといいますか、グランドオープンは26年夏の予定になっております。

新病院はコンセプト、大きなコンセプトの一つに、「豊かな自然に恵まれた県東部地域のシンボルとなる病院施設」いうことを掲げております。

県産材利用推進方針という県の方針にも則りまして、木質化ということに積極的に取り組んでまいりました。ここに書いておりますのは、本年度実施設計を行う中で、こちらにご出席の委員さんや木材産業課さんにもメンバーに加わっていただきまして、月1回ミーティングを行ってきました。どういうところで利用の仕方があるか、というふうなご助言もいただきながら、検討を重ねてまいりまして、基本設計段階よりも実施設計ではるかに踏み込みまして、県産材の利用ということを重ねてまいりました。

また真ん中で、緑の部分で書いております「建設委員会」というのは、病院の現場での議論を重ねる場でもございまして、こちらでも投げかけまして、いろいろ投資額の心配ですとか、あるいは維持管理の問題などを含めて、いろんな意見がございましたけれども、やはり進めていこうということで、ご理解をいただいて進めてきたところでございます。

日建設という設計会社の方と、上田建築事務所という高知県の建築事務所にも、入っていただいてまして、特にこの木質化については、上田さんの大変なご努力をいただきまして、病室の扉などにも全部木材を使おうと思っておりますけれども、一から設計もして

いただきまして、現在の実施設計という形につなげてきております。

次からは、イメージ図で恐縮でございますけれども、これは上田さんにも設計いただいた木材を使った扉のイメージ図です。これは実際に県内で使われている扉の写真を載せています。

そのほか、当然のように手摺とか腰板などにも、全面的に使っていきたいと思っております。

また、病院のイメージを左右するエントランスホールですけれども、エントランスホールにも県産材、ヒノキを使った木製カウンターを全面に配置しまして、また天井にも全面にルーバーを使うといったことを考えております。

これ、病室内の家具ですけれども、これは精神科病棟部分の家具のイメージですけれども、こういったところ全面的に県産材を使いたいと考えています。

こちらが一般病棟のイメージ図です。こちらも、これ自体はポリ合板のようなイメージで作ってますけど、これを全面に県産材で作っていただこうと考えております。

また、ちょっと図が細かくて恐縮ですけれども、外観からでも日除けのルーバー部分にずっと木の色の部分があると思えますけれども、そちらを全部県産材を加工した物を使用したいと思っております。

病院利用者以外の、地場の県民のかたからも外から見て分かるように、そういったことにしたいと思っております。このルーバーの部分だけでも、木材の使用量は 80m³ 以上ということをお聞きしておりますので、かなりの量を使うものと考えております。

これから木質バイオマスの利用拡大ということで、ペレットボイラーの導入を検討しております。前回こちらの委員会でも実際のペレットボイラーを導入した時の活用方法ですとか、稼働はどの程度であるのかといったことのご質問をいただきました。

そのあと、設計会社の方からもヒアリングですとかを行いまして、他の熱源、いろいろ電力、業務用温水器ですとか灯油なども用いますので、実際どういう稼働の形態になるのかということ、それぞれ熱源ごとのコスト比較なども行いまして、実際の稼働の形態を検討した結果、ちょっと細かい図面で恐縮ですけども、ちょっと載せております。

やはりコストを考えました時に、一番上に「夜間主熱源」と書いてますけれども、これは電気式の温水器ですが、屋上にこういったものを設置しまして、全体の主熱源としましては、夜間の深夜電力を使っての温水ということをしめますけれども、真ん中の所に「昼間主熱源」と書いてますが、日昼の放熱分のロスをカバーするためには、このペレットボイラーを日昼の主熱源として使いたいと思っております。

と言いますのは、昼間の熱源でコストを比較しますと、電力ともそうコスト面に差がないということが分かりましたので、昼間の 12 時間は稼働時間と言いましょうか、待機時間も含まれますけど、12 時間はペレットボイラーでカバーしたいということを考えておりまして、これによりまして、ペレットの使用量が月間で 1,800kg、年間にしますと 21t 余りということをお予定しております。

ただ、こういった詳細の稼働の形態を見ましたときに、前回、この委員会でご提案させていただいておりましたのは、ペレットボイラーの容量が200kWhという容量でしたので、ちょっとそれでは稼働と言いましょうか、不可ということが分かりましたので、新たに100kWhアップのボイラーに切り替えまして、今回の積算では、この部分を変更させていただいております。

この部分を変更いたしまして、トータルで1億9,200万円ということで計上させていただいております。

県東部のシンボリックな公共的建築物の整備にあたりまして、いわゆるコスト面など、危惧がある中で県産材の利用を図ってまいりました。

また、協議会、県産材の普及を目指す協議会ですか、といった協議会からも強く安芸病院の方で使ってもらいたいという的な説得を受けて、是非使ってもらいたいという強いご要望もいただきまして、今年度、実施設計の中で積極的に検討をしております。

新しい病院は、外来患者が年間で約16万人、延べですけれども、を予定しておりますし、入院患者も延べですが、8万7千人ほど予定しております、多くの県民の方にご利用いただけることになると考えております。

先ほど、久保補佐の方からも説明がありましたけれども、前回の委員会で、森林環境税の用途としてこういったPRに充てる割合をどの程度にするべきなのか、といった議論もございましたし、また企業会計や一般会計が出すべき部分もあるのではないかとのご指摘もいただきまして、ごもっともなこととは思いますが、全額をということは毛頭考えておりませんが、様々な制限がある中で、こういった木質化を行ってきたと。今後もこれを基にして積極的にPRをしていきたいという風に考えておりますので、可能な範囲で結構でございますので、ご支援を賜りましたらと考えております。

私からは以上です。よろしく願いいたします。

(久保課長補佐)

委員長、先ほどのパワーポイントの資料の補足につきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

お手元の配布資料の方でご覧いただきたいのですが、どうぞお席の方にお戻りいただきまして、3のペーパーがございますが、細かい表になっておりますけれども、そちらの方をお開きいただきたいと思っております。

こちら、24・25年度までの安芸病院の木質化も含めると、シミュレート表という風になってございますが、先ほどもパワーポイントでご説明いたしました中で、住宅助成の事業ですとか、そういった部分は仮置きで仮置きということで、12月の議論にもなっていないかと思っておりますが、安芸病院の部分のシミュレート部分をご覧いただきたいと思っております。

こちらの表の下から7段、8段くらいの所に、「県立安芸病院木質化支援」「ペレットボイラー導入支援」という事業項目がありますが、皆さま場所はお分かりで、よろしゅうご

ざいしょうか。

こちらの方で、23年度、25年度の所にそれぞれ4,150万円と5,450万円というような数字を仮置き、事務局の方でさせていただいておりますが、前回の委員会でもご指摘のございましたように、その差額、今「木の香るまちづくり」と「公共的施設への助成」ということでも1/2の補助ではないかといったようなご指摘もございましたので、県立病院課さんの方もお話させていただいて、総事業費の約1/2というような形で数字を置かせていただいております。

なお、ペレットボイラーにつきましては、県立病院課さんの方で再度見直しをされまして、今、ご説明にありましたように、活用自体を補助的ではなく、実際にフル稼働をさせていくといったような内容で、見直しを図っていただいておりますので、その木質化支援部分にペレットボイラーの導入支援を含めての数字ということで、ご理解いただければと思います。

以上で補足説明を終わります。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございます。

安芸病院の木質化の問題について、基金からどれくらいの予算を立てるかという、最終的な結論を出さなきゃいけないんですけども、その前に今、事務局及び県立病院課の方から、いろいろ詳しく説明してくれましたので、説明内容について質問等、最初にございましたらお出しいただければ。

いかがですか。

病院の方のペレットボイラーの件ですけれど、夜間の主熱源は電力を使われるということですか。全部夜間は電力だと。昼間の主熱源、これにペレットボイラーを使う。これも全部ペレットボイラーということではないんですか、必ずしも。

(原企画監)

9割程度。

(根小田委員長)

9割ぐらい。

コストはほぼ変わらないとおっしゃいました。ランニングコストですね、ランニングコストはほぼ変わらないですか、電力と。

それで、設備は二通り設備をやるんですよね。将来的には保守なんかの話が出てくるんでしょうけど、そういう設備コストの面で、例えば二つをやることになって、従来、例えば電力だけでやってた場合とどうなんですか。どれくらい、費用的に。

やはり二つの設備を併設することになると、初期の設備投資、これはやはり・・・。

(原企画監)

ただし、県の方針としまして、産業振興計画を広めていこうということで、県が率先してということで、その分のPRにつながればということで、意味のある投資だと考えています。

(根小田委員長)

うん、そこは負担、仕方ないということですね。
何か委員の方で。

(川村委員)

利用する木材の搬出先ですけど、もうそれは県内全部、どこから来るか分からんような感じですか。それとも、この山から伐り出すとかいう。

(原企画監)

契約時点では、もちろん県産材ということでの仕様と言いましょか、ですので、この山というところまでは、なかなか具体的な指示はできませんけども、できるだけ地元を活用してもらいたいという風なこと、協力依頼ということは、どの工事でも同じようにやっています。

(川村委員)

それと、出す山は、この木が安芸病院に使われますということ、県民の人に周知できるような形ができれば、もっとみんなの目に映るかなと思いますけれども。

(原企画監)

それは、後々のPRの仕方だと思うんですけども、是非そういった工夫をしていきたいとは思っています。

(川村委員)

県産材を使用して、いろいろ建具とか家具なんかにもお使いになるということなんですけれども、県産材を加工するのは県内企業でしょうか。

(原企画監)

これは、私どもよりも委員さんの方がお詳しいかと思っておりますけども、そうなればベストだと思います。

ただ、そのコスト面でどうなるかということで、100%この場でどうなるというのは若干

私どもからはちょっと言えないですけど、すべての工程が県から出ない方がコストは低く抑えられるのではないかと、我々レベルでは思っておりますので、そうなればと思っております。

(根小田委員長)

これ、ペレットについても同じような考え方ですか。

(原企画監)

そうです。

(窪田委員)

ペレットボイラーは、補助熱源としてですね。

(原企画監)

先ほども申し上げた通り、昼間は主熱源とします。ただ何と言いますか、発熱量の割合から言いますと、夜間の電力を使つての割合が高いので、ああいう書き方をしておりますけれども、稼働の仕方としては昼間の主熱源として稼働したいと考えています。

(窪田委員)

するとそのペレット、もう内容はある程度決まっていて、僕らが聞くような内容じゃないかもしれないけど、その中身については。チップとペレットがありますよね、ボイラーとしては。特殊商品で薪とかもありますけども。チップは検討はされましたか。

(原企画監)

今回の段階ではペレットを考えました。

(窪田委員)

ペレットは、あくまで県産材ですね。

(原企画監)

そうです。

(川村委員)

それと、余談なのかも分かりませんが、建物に使うのは県産材。しかし、周辺に植えてる植え込みの木、街路樹は、やはり土地の山からという考えはないですか。

(原企画監)

まだ、ちょっとそこまでは具体的にできてないですけど、そうできたらと思います。なるべくなら、やはり高知の環境に馴染む植物がいいと思いますので。

(川村委員)

それと、個人的ですけども、ドングリなんかを植えたら子供が喜ぶかなと思います。

(原企画監)

分かりました。検討したいと思います。

(松本委員)

病院建設委員会の中で環境税を導入するということについて、病院の現場ではどんな議論なんでしょうか。

(原企画監)

現場では、財源の議論とか、それほどしてはないですけど、県の方でこういった方針もあって、環境税のこういうところをPRする施設については、安芸病院さんの方でもそういった補助の実績があるというふうな情報は、提供されているようです。

(松本委員)

ということを知ったのは、実は、第一期目の時のやはり周知というか認知度が、県庁の中でもちょっと低かったんで、やはり環境税を使うということについては、病院の中でも環境税について、きちんと理解してもらっていないといけないのではないかというふうに思うんです。

(原企画監)

一期目は、何に使ったか、わかりません。不勉強ですみません。

これを使わせていただいたら、かなりのインパクトで、PRは県庁の中での認識も、ものすごい高まると思いますし、県民のかたへのアピールも大変するのではないかと思います。

(鶴岡課長)

今回が、公営の病院でやる初めてのケースですので、この分については私ども事務局としましても、外向けに積極的にPRしていきたいというふうに考えております。

(根小田委員長)

はい、ほか何か。

先ほどの事務局の方からありました、23年度以降の予算配分の見通し、あくまでもこれ予想ですけども、そちらの方については、特にご質問ございませんか。

具体的にこれ申しますと、最終的には、例えば「木の住まいづくり推進事業」あたりのところは、金額的に最終的にどれくらいというのは、12月の委員会で決めることになると思うんですけど、今日の委員会でご承認いただきたいのは、やはり安芸病院の方で、これは、債務負担行為で予算措置を財源として、そちらの方を先に決めとかないかと、10月が期限ということですので。

このところは、ここで大体承認いただく必要があるんですけども、一応、金額が出されておりますけど、その辺含めて特にご意見、ご質問ございませんか。

(松本委員)

委員長、事務局からも言われたように、環境税が15年から始まって公営企業会計に繰り出すのは初めてなんですよ、今回が。

そこについて、やはり県の組織ではあるけれど、そこは独立会計で、そこで収益を上げながら事業を継続していくということで、地域財政法、法律の中でも一般会計から繰り入れる場合はいろんな条件があるという中で、この環境税を財源に入れるということについては、もう少しいろんな議論をしておく必要があるんじゃないかなというふうに、私は思うんです。

(根小田委員長)

どういう問題点でしょう。

(松本委員)

一般会計から公営企業会計に入れるというのについては、基本は公営企業の経営で賄う収入をもって運営するという原則ですが、それを充てることができないという相当の理由がある場合には、一般会計から入れることができるとか、それから、災害とか特別の事由、理由があるときには議会の議決を経て、一般会計から繰り入れるというふうなことが法律で決まっているわけで、そこに確かに60数億円というお金を経営だけでみることは不可能ではあると思うけど、そういう中で、その財源がなぜ環境税になるのかというところについては、もう少し議論をきちんとした上で、やる必要があると思うんです。

それはなぜかと言うと、ここで決めた時点で、我々委員にも県民に対して説明責任が発生するので、やはり、そこをなぜ公営企業会計に環境税を入れたのかということについては、きちんとした理由を説明ができるように議論をしておかないと。

しかも、金額がほかの事業で、先ほどもあったように、四国銀行さんにも立派なものを作っていただきましたが、上限補助率が1/2、上限200万円ということで決めている中

で、県の公営企業局には1億円近いお金が入りましたということは、やはり、県民目線で見たときに「県の財源不足に環境税を充てたかえ」というふうに見られる可能性もあるので、そこは、きちんと入れるのであれば審議し、みんなが県民に説明できるような議論をして、理由も明らかにしていくことが大事じゃないかなというふうに、私は思います。

(根小田委員長)

環境税の使い方の面でおっしゃってるんですか。
金額面をおっしゃってるんですか。

(松本委員)

金額と使い方と両方です。

(根小田委員長)

使い方の面であれば、例えば四国銀行に支援する場合と、サニーマートに支援する場合と、本質的には変わらないと思うんです。

(松本委員)

うん。ただそれは、補助金として、県の知事部局でいうと木材産業課がやる事業に補助金の財源として予算措置をするんですけど、今回の場合は、公営企業という特別会計に入れるわけなので、きちんとした議論が必要じゃないかと思います。

(根小田委員長)

ちょっと、分からない。
事務局の方に説明してほしいんですけどね、公営企業会計の予算に組み入れるといった形になりますか。これはなるんですか。

(久保課長補佐)

そうです、はい。

(根小田委員長)

その場合に、例えば環境税を使う場合にどういう問題があるんですか。この基金を使う場合に。

(久保課長補佐)

テクニク的には、技術論的には、特段問題はないと思います。
流れとしましては、通常の形と同じというか、森林環境税の基金がございますよね。そ

ちらの基金を一般会計の方に繰り入れまして、繰り入れた上で、一般会計から負担金という形で公営企業会計の方にお金を入れる、といったような手続きが取られるんですが、松本委員がご心配されていらっしゃる公営企業会計への繰り入れと、一般財源からの場合に、その、何か問題があるんじゃないかといったようなお話です。

特に一般会計からの繰り入れ基準ですよ、公営企業会計としての。それを満たしているのかどうかと、今回の新病院建設にあたって、その建物の工事費用に一般財源から負担金として出すと。原資は森林環境税になるわけですけども、その一般会計からの繰り入れ基準については、ちょっと私どもも詳細にはお話はできないんですが、県立病院課さんの方でお願いしたいです。

(原企画監)

はい、もちろん、公営企業会計とは別採算が建前というか、理想ですので、何でもということにはなっておりません。おっしゃるとおりです。

総務省の方から、こういった経費については、一般会計からの繰り出しはか構いませんよということが限定されておりまして、その中の筆頭は、建設・改修です。その他は、例えば僻地医療ですとか、救急医療ですとか、そういった限定しての一般会計からの繰出金については認めますという通知がございまして、それに添って進めさせていただきます。

(根小田委員長)

そういう理由があって、県議会が承認すればいいのですか。

(原企画監)

はい、そうです。

(根小田委員長)

松本さんはその点を問題にされているのですか。

(松本委員)

そこはきちんとできるのであればいいけど、基本的に、今までここで議論して入れるか入れないかというのは、一般会計の中での予算割り振りだったから、公営企業会計という別建ての所に入れるについては、逆に公営企業の収益を上げたのを一般財源には使えないことといっしょで、逆もかなりハードルが高いことで、そこがきちんとできるのであれば、金額とかいろいろあるにしても、一定そこは大事なところじゃないかなという風に思います。

(根小田委員長)

そういう法的にというか、手続き的に、特に引っかかる問題はないみたいですね、やり方としては。ということらしいですけど、そこはいいでしょうか。そうするとあとは使い方として、使い道としていいかどうか、金額が。

そちらの方はどうですか。いかがでしょう、ご意見を。

初めてのケースであることは間違いないですね。よその県のことはどうでもいいけど、ほかの県でいえば、こんなケースはあるんですか。こういうの知りませんか。

(久保課長補佐)

愛媛県の方では、金額的には積み上げれば安芸病院規模になるのかなと、ちょっとろ覚えで申しわけないですけど。その公共施設への木造化の補助は、県立施設も含めてかどうかもはっきり覚えてないですけど、木造化・木質化への補助は行っております。

(根小田委員長)

それは一般会計ですか。

(松本委員)

一般会計の中の話ですよ。

(久保課課長補佐)

そうですね、はい。

(山中委員)

私も、法的にどうかというのは、これは、係のかたが調べられておられるわけですが、基本的にはやはり、公営企業も公的資金を原資とするのは一般的ですので、これを環境税を一般財源へ繰り入れて、これを固定企業へ支出するということは、これはよく、よくでもないですが、条件によってやることはあることなんですけど。結局問題は、この間も出ておりましたように、1億9,000万円、2億円弱の環境整備の、この限定された金額の中で、これに使う金額はどうなのかということが、一番大きな課題ではなかったかなと思います。

これから先、非常に環境のこととかが叫ばれておられるように、県産材の需要拡大というのは、非常に大事なことであるわけで、これを公共的に少し大きく取り入れていこうという、この取り組みは高知県などがどうしても続けなければいけない状況だろうと思います。

ただ、狙いは、私はよく分かりますから、限られた環境税の中でこの金額はどうなのかというところが、主たるところではないかなと、私は思いますけど。

(根小田委員長)

特に具体的に例えば、こういった充てる金額についてのご意見はございませんか。やはり、ちょっと多すぎるということをおっしゃってる。

(山中委員)

まずはこの資料、先ほどご説明されたように、例えば 10 ページ、11 ページとか、結局三本柱の赤、緑、黄色の分野のパーセンテージ。これが最終的に大体これくらいで収まりますよというものも出されておるわけで、その安芸地区の病院へ入れた場合の割合というのは、かなり、ぐっと変わってくるということが当然出てくるわけですが、そこら辺りが、割合というよりか、むしろ金額というのが増えてきますから、どうしても割合が当然変わってくるわけで、かなり変わって、年度によって変わってくるということですが、そのこの辺りはしょっちゅうある事じゃなくて、限定された期間の中でどうしても県として先導的に、この事業ということで「環境税を是非」というようなお考えで判断を下されていると思います。

しかし、環境税の本来的な三つの分野の狙いのところでいくと、どうなるかというところと、県の先導的な狙いと、どういうふうにバランスを取るのか、その時期においては、これは一つそういうところでいこうじゃないかと、認めるかどうかというところではないかなと。

ずっとこれから、この三つの分野のパーセンテージがどんどん入れ替わることについては、やはり我々としては、十分検討していかなければいけない問題ではあると思いますけどね。

(鶴岡課長)

一応、その部分の整理としましては、15年から21年度までの図を見ていただいて。

(根小田委員長)

何ページですか。

(鶴岡課長)

4ページでございますけれど、そちらの方、一応、この森林環境税ができた由縁は、やはり山側の整備をまずはやっていこうという部分がございますので、毎年毎年、1億6,000万円、今あるわけですが、その部分の約6割程度はやはり山が基本ではないかと考えています。

そして、それに森林環境教育、それから、木材利用という部分が2割・2割くらいなのかなというような大まかな捉え方はしております。

やはり、そういう部分の原則的な部分を作っておいて、それにその都度、その都度、出

てきた部分をどう加味していくか、そういう風になるのではないかなというふうに考えています。

先ほど、山中委員の言われるようにやはり、これが出てきたところは、山の整備、その部分が基本ということは全くブレておりませんので、その点をご理解していただきたいと思います。

(根小田委員長)

いかがですか。ほかにご意見。

はい、どうぞ。

(窪田委員)

今、言われてましたように、基本的には山の整備ということで、森林環境税は15年に導入された経過があります。

その使途が、ガラス張りの中で決められるとか、運営されるようにということで、この委員会があるように理解しておりますので、病院の方に1億円近いお金を入れること自体が、ここで議論する以前に、環境税にあったものであるということ間違いはない、という判断の中でかけられていると思いますので、そこら辺を一応確認をして、やっておかないかんとは思いますが。

ここに上げてきているということは、基本的にはOKだということで理解はしてるんですけど、なお、そこら辺の見解をきちんと確認しておきたいです。

(根小田委員長)

この、木を使う、いろんな取り組みを支援するというのが、こちらにお金を使うことについてですか。

(窪田委員)

いや、そういう名目の中で出すんでしょうけども、「えい」としたもので、木を使うという、木づかいた部分で環境税の目的としてあっているという判断で上げてきているだろうと。

(根小田委員長)

基金条例がありますね。そこの第1条に書かれてる文言をどう考えるかによってだと思っただけ。

ただ、考え方としては確かに、町の方とか川下の方で木を使うということをもっとやっていかないと、最終的には環境保全はできないわけね。森林環境の保全にも結局繋がらないわけですよ。この金額で環境保全をやるといっても、1億6,000万円でやる事業とい

うのは、ほとんど限られてるわけで、だから、そののところも県民の方にも理解してもらわないと、これは必要かなと思いますけどね。

だから、僕は、木を使う事業にお金を使うということは、僕個人はね、それほど大きな抵抗はありませんけどね。

その辺、委員の皆さんどう考えられますか。

(松本委員)

田岡さんと窪田さんに聞きたいのは、ここを出てきている木材の m³ は、これを作るにはもっと沢山木を伐らなければならないだろうから、それが例えば、間伐の面積に換算した時には何ヘクタールくらいができるのか。

(窪田委員)

それは、木材、県産材を使うということのPRの一環だという考え方をしてあげないと、そこに置き換えるのはなかなか難しいと思うね。

あくまでPRの一環やと。

それは、求めているものが違うし、あくまでPRというのは、すぐお金になって見えるものでもないし、間伐をやればそれなりに実績でも、そのまま数字が出てくるけど、PRというのは、この会にしてきたPRという感じになるので、なかなかそこを比較するのは難しいと思う。

(田岡委員)

いいですか。自分の立場からこう言ったら、ちょっと言いづらい面もあるんですけども、二期目に入る時の議論の中で、こんなアンケート取ったり、大きな議論をした中で、やはりもっと使えということが確実にあったんですね、大きな意見として。

その中で、もっと使えといった時にどこに使うのかというと、一番初めにあそこで使えば、みんなが「公共の場である所で一番使うのがいいんじゃないか」という意見が大半あったんですね。

一期目といえば、当然森林環境税の意味を県民の皆さまに考えていただくということで、普及啓蒙活動にたくさん使っている。そして、それをだんだん実際の森林整備の方にもっと回すべきだということで、だんだん移行していったと。

やってみて、今まで抜かっているのは、使うことによってどういう影響があるかということ。用途を分かっていた上でこういう場所で使うのは、非常に今は、タイムリーな使い方ではないかと思うんです。

特に健康と絡めて考えた時に、木材が持っているいろんな効果というのは、学問的にも立証されようとしてますので、それも考えた上での非常に有効な使い方だと僕自身は思っ

ています。

それで、木材を使ってどういうふうにして山を変えていくのかという、使うことで森に循環が戻ってくるという仕組みから言えば、もう一番いい方法だと思うんで。ただ問題は、皆さんと同じところで、少し「うーん、どうすればいいのかなあ」と思って迷っているのは、金額のことですよね。額について、どの辺りが県民の皆さんに一番理解が得られやすいのかなというところはあります。

だけど使うことについて、安芸病院にこうやって使うというのは、僕としてはもう大賛成なので、是非、そういうことはかえって広めてもらいたいというふうに思っておりますので。

多分これ、皆さんもそんなに、そういう意味では大きなご異議はないと思います。あとは、額の問題をどうするのか。今後の環境税の使い道として、じゃあこういう案件が出てきたら、どういうふうに判断をしたらいいのかという、額の問題でいろいろあるのかなとは思うんですよ。

私としては、今、仕事でやってることの中、中でも国産材、特に人工林の荒廃というのは、使われない部分に起こってるわけですから、もっと使うということを率先してやるというのが、こういった環境税を皆さんにいただく時の、一つの大きな使命とも思いますのでよろしくお願いします。

(窪田委員)

ほんで、それは、今回は特例扱いですか。それとも、もし、ほかの建物から云々。

(根小田委員長)

公共建築に関してね、公共的な建築物ですね。

(窪田委員)

木造をするからという要望があった時、この委員会としてどう対応するかも考えておかないといけない。

(松本委員)

しかし、もうこんな金額、これから残らんとしますけど。

(窪田委員)

いや、残るとか残らんじゃなくて、要望があった時に。

(根小田委員長)

学校なんかですか。学校とか、図書館とかね。

(窪田委員)

いろいろ、そういう金で建てる物はあるとは思いますが、その時に、金額の大小は別にして、要望とかいろいろあった時に、もう、今回限りの話にするのか、事務局はどう思っているのか、一応整理しておく必要がある。

(根小田委員長)

図書館らは、すぐ出てくる可能性がある。

(鶴岡課長)

一応、病院の場合は、県立病院はほとんど建て替えになってますんで、これが最後だというふうに私は聞いておるんですけども、ここ何年間の内にはですね。

ほかの部分については、普通はいろんな制度があって、国の補助制度があればまずそっちが先ですよ。その後、どうしてもない場合で、本来的に先ほど言うたように、森林環境税をPRできる部分、その部分がどれぐらいPR度があるのか、というような部分で判断していったらいいのかなと。私見的なことになって申し訳ないですけども、そういうような整理ができるんじゃないかなという風に考えてます。

(松本委員)

だからこの、公営企業であるから補助金がないんですよ。大学であるとか、学校であるとか、図書館であるとかっていうのは、国の補助金が1/4だとか1/3とか出るわけだから、それに見合っただけが県がお金を構えたり借金して建てるけど、こういう公営企業っていうのはそういうお金がないから、債務負担行為っていう制度を使うっていう、そこにやっぱり意味があると思うんです。

(根小田委員長)

国の方の、僕はちょっと聞いたことあるんですけど、ちょっとどうなってるか分かりませんが、一時、政府も何か言いませんでしたか。公共建築物に木材はどんどん使いましょうとか何とか。

そんなことを言っていましたよね、確かに。それについて、何か具体的措置みたいなのは出てるわけですか。

その、国の方の何か措置は、病院とか何かには使えないんですか。

(木材産業課 岩原チーフ)

この5月に成立して、10月1日からこの法律が施行されるようになってます。その法律に沿った国の方の概算要求を見てもみると、各県に一つぐらいの公共施設への支援の補助金ぐらいの予算しかないのが現実です。今のところ、まだ、そこまでしかちょっと分かってないんですけど。

(根小田委員長)

それは、病院かなんかの場合でも、使おうと思うたら使えるのですか。

(岩原チーフ)

いやあ、そこら辺りまでちょっと詳しくは分かりません。

(根小田委員長)

どういうふうにかえたらいいか。公営企業的なもので、また同じように、「木質化します。これだけ金使いますので、ちょっと」というようなのが出てきた時にどう考えるかで、今回は特例扱いにしたからというようにするのか。

(鶴岡課長)

一応、三期目以降も続くとして、500円であれば1億6,000万円ぐらいしかないわけですから。こういう、今たまたま、ここで言ったら怒られますけど、国が間伐の有利な制度を作って、そっちが優先的に使われて基金が残ってきた部分がありますから、今回は「限定」という形での整理ができるんじゃないかなと思います。

要は1億6,000万円しかないんで、そのうちの1億円を取られたら、それは、ほかの事業はできませんよね。そしたら、その時には原点に立ち返って、やっぱり考えていきましよう、という部分の整理をしたらいいんじゃないかというふうに思います。

(根小田委員長)

1億円うか、単年度でいうと5,000万円ぐらいですよ。そうでしょう、2年にわたってでしょう。

(鶴岡課長)

これは、3年です。

(根小田委員長)

3年にわたってですか。

(鶴岡課長)

そうです。

(川村委員)

このいろんな、他からまた要望があった場合、その都度、この運営委員会で図って決定するということではいけないのですか。

(根小田委員長)

もちろん、そうです。そうして決定したらいいですよ。

(川村委員)

では、1,000万円の要求だったら「200万円しか出せませんよ」とかいう感じで。

(根小田委員長)

要望がある時に、どこまでどれだけの金額を委員会として認めるかとなったら、その時に基金の状況をみて考えたらいいことで。それでいいですよ。

(松本委員ほか)

それでいいと思います。

(根小田委員長)

今年度、来年度あたりは、たまたま見通しとして国の事業との関係でちょっと使い残しがあるので、使い残しをいつまでも置いておくいうのも、基本的に何か変なことでもありましたら。

金額はかなり大きな金額だけど、使い道として大きく、県民に説明して、何か、けなされるものではないだろうという風に思いますけどね。その辺でどうですか。よろしいでしょうか。説明できますか。

(松本委員)

金額はどうなのでしょう。

(窪田委員)

金額の方はちょっと待ってください。

例の加速化基金の関係は、そのボイラーとかの部分は使えないんですか。

(鶴岡課長)

23年度までに稼働しないと補助金は出さないなので、24年度から稼働するものですから、

(窪田委員)

ああ、そうか、もったいないですねえ。

(鶴岡課長)

いや、本当にそれはもったいないと思います。

(窪田委員)

せっかく国の金があるのに。そうなんですか。

(鶴岡課長)

そこは、「そういう部分が使えればそうしてください」というお話もさせていただいて、国の方にも交渉したんですけれども、先ほどご説明しましたように、「23 年度中にその部分が動かないと、補助の対象にしません」という見解だったものですから。

(松本委員)

何とかボイラーだけ、早いうちから動かしてもらうわけにはいかないのですか。試運転でもしてもらおうとか。

(鶴岡課長)

いやもう、国の方へそういう話をして、見解をいただいているんで。

(窪田委員)

はい、それはかまいませんが、もったいないなあと思います。

(鶴岡課長)

それと、入札をしましたら、入札残が出ます。この基金の場合は、実績がどれくらいになったかで、それに基づいてお金を払うという形になりますんで、9,600 万円ですけれども、この部分はもうちょっと少なくなるんじゃないかなというふうに思ってます。

(根小田委員長)

上限であって、実際の額は具体的に、まだ、その時になってみないと分からないですね。

(窪田委員)

ちょっと教えてください。ペレットボイラーの関係は、ほかにありますよね。ペレット

ボイラーを使われるということなんで、恐らく、動かし出したらランニングコストの関係で、原材料の「高い」「安い」の話が、かなりどこかしこから出てきて、運営上、安いものを使わざるを得ないという事態が想定されますよね。

基本的には、県内由来の原材料を使うということは、一つよろしくお願ひしたいです。

(原企画監)

そうしないと意味がないです。

(窪田委員)

意味がないし、大体、特許なんかもそうなんですけども、やり出した人はその意識が分かっているからいいんですけども、担当が2人、3人と代わると、上からは経費節減を言われるんで、安い方へ走ってしまうという傾向がどこにもあって、どこもそれはみんな山の関係で仕事をしとった人間は「あらっ」という感じになる分、かなり多くありますんで、是非それは、今の気持ちを一つ伝えていただきたい。高知県内で、できるだけ原材料を確保していきますということで、よろしくお願ひいたします。

(根小田委員長)

はい、どうぞ。

(川村委員)

すみません。額が多いということなので、ちょっと、せつかくのチャンスだと、私としては、多いのはあんまり嬉しいことではないですけども、多いのでそれなりの意味を持たせて、もちろん、このケースは特別ということ考えていくのはいいんじゃないかなと、私の考えですけども。

せつかく多額な環境税を使うんですから、これをもし、なるべく良い方に良い方に、チャンスにと考えるのであれば、先ほど私申しましたように、県内の木材加工業を育てるような方向に、使われる方もぜひご検討いただければ。

上限200万円とかって言って県内産のを使ってますけど、「加工は他県で」とかっていうのはよく聞きます。そういうのではなくって、せつかくまとまった額でいくんですから、少しでも県内の企業を育てて、その後たくさん、何ですか、山から川下まで全部繋がるように努力をしていけば、「たくさんお金を使ったけれども、その後、とても効果がありました」というふうになっていただきたいなというふうに考えます。

(原企画監)

実際の契約をしましてからは、今言ったそういうことを、県内にこういった加工業者さんがいらっしゃるとかいうふうな情報提供を、そちらの建設会社の方にも差し上げて、で

きるだけと言いましょか、使っていただくと思っておりますので、まだ、その辺のちょっと、資料と言いましょか、十分にこちらはございませんので、林業振興・環境部さんの方から情報をいただいたりしながら対応します。

(久保課長補佐)

それと、こういったモデル事例で県立病院、しかも、274床という大規模な病院の木質化を図ることによって、やはり全国から注目されるような事例ということになると思います。実際に、林業振興・環境部の方でもメディア媒体、特に業界紙とかへのPRはいたしますし、もちろん病院さんの方でも、関係の情報誌等にはPRしていただきまして、その視察ツーリズムですよね、全国初の事例ということで、多くの県外の視察者の受け入れとかにも、頑張っていきたいというふうに考えております。そういったことでまた、東部地域を始め、実際に県に落とさせていただけるお金、そういったものも付随的に広がっていけば、経済効果が高まってくるというふうに考えております。

(松本委員)

本当に、この病院で木質化はないんですか。よそに公立病院で、どこかであって、実は2番目やったとかっていうことはないのですか。

ありそうな気がして……。環境税を使うのは始めてだけど、妙にこれ日本で始めてだと気張れるだけの中身かどうかいというのは、もうちょっと調べてもらいたいです。

(久保課長補佐)

日本で始めてというより、木質化のモデル事例として、「大規模の病床でこういう木質化を実現した」ということで全国に情報発信をしていきたいと。全国初の事例ということでPRはしてまいりませんので、どうぞご理解を。

(田岡委員)

二期、10年にわたって、環境税の使い道としては、森林整備におよそ半分、それから普及・啓蒙活動で2割、あと木材利用で3割ということ言えば、全体を通じて見ればバランスとしては取れてるのかなというふうには思いますので。今回は、これだけ考えると非常に金額が大きいですけども、全体のバランスで見たら、10年間のトータル的にはそんなに矛盾しているようにも思えないので、自分としたら、これは当然、いいのかなというふうには思ってます。

(山中委員)

もう、ほとんど全員の委員さんは、お考えはほぼそんなに大差はないと思うんです。基本のお考えというのはよく分かりますし、むしろこういうことは先導的に、公共が一つ

にならなきゃいけないという状況になってますし。

私も若干、市町村で関係したときに、学校建築を2億円ぐらいでやりました。この時も非常に、エコの取り組みを進めるようにしました。それで、プレゼンテーションの時なども、業者の方は非常に熱心に、ものすごく沢山の業者の方が継続的にその環境について、いろんな分野の環境について、何十回か忘れましたが、ものすごい長期間にわたってプレゼンテーションをやって検証してきたというようなことに、私も立場上、立会いをしました。これが、例えば子供たちに、これができた時に、子供たちが非常にいろんな面で影響を受けていました。それで子供たちが、自分たちで「エコクラブ」を作って、そしていろんなところ、例えば川へ行くとか、いろんなところで自分たちが課題を見つけて解決する方法を考えると、発表するとかいうようなことをやって、大臣表彰もいただいたりしました。

病院も非常に公共性の高い所であるし、もちろん、生命というか、命というか、安らぎというか、そういうような大事な場所でもありますし、今回の取り組みというのは、この告知効果っていうか、これをできるだけ活かしていくような、そういうような取り組みをぜひ進めていただくように、我々としたらお願いをしたいというように思います。

(田岡委員)

やっぱり県外に向けて、いろいろな活動をしていっているというのは、84%の森林で日本一だということを、まず第一に「売り」にしてきているわけですね。その資源を活かしましょうと言った時に、やはり、「使える所にはこんなにもたくさん木質材を使っているから、さすが」というところが、やはり高知県であるかなと思います。

ですから、そういう意味でも一応、一貫性はとれて、県外への情報発信としては文句ない、優れているというふうに思いますけれど。

(松本委員)

先ほど、入札をやったらもっと下がるという話がありましたけど、それは建設費全体で下がるわけで、木質の部分だけで9,600万円のうち2,000万円余りましたということが検証できるのでしょうか。

(原企画監)

按分とか設計金額の割合とか、そういったことで算定していただけると考えています。

(根小田委員長)

木質化の部分は、入札で予定価格がどれだけかかりましたというような形に、具体的にちゃんとできるんですか。

(原企画監)

設計の積算で内訳がございます。入札が、そのトータルでございます。

(松本委員)

トータルが。だから 60 億円が 55 億円になった時に、この手摺の 1,600 万円がいくら下げれるかっていう話なんです。

(原企画監)

率で按分されると思います。

(根小田委員長)

県産材を使用する設備の部分、その部分で加工メーカーの話がありましたよね。そういうことは、それも全部込み、どのメーカーに頼むかっていうことは、結局その全体を請負う業者が決めてしまうということなんですか。

(原企画監)

ここに発注しなさいとか強制はできません。ただ、いろんな情報提供とか、県内の企業の活用状況を報告していただくとか、そういったことでちょっと調整と言いましょか、関係を持っていきますので、いろんな情報提供を、繰り返しになりますけれども、情報提供のお願いしていくという形を取っていきたいと思います。

(根小田委員長)

はい。

(松本委員)

その入札は、次の 12 月のこの委員会までにあつて、結果報告はいただけるのですか。あるいは、年度末の委員会ではいただけるのですか。

(原企画監)

今のスケジュールでいきますと、3月に予定しています。ですから、その後でありましたら、その次の委員会では報告大丈夫です。

(根小田委員長)

最終的な予算の資料はいつごろになりますか。

(久保課長補佐)

3月の委員会に間に合えば、ご報告をいただけるかと。

(根小田委員長)

今日、ここで承認いただきたいのは、この債務負担行為の枠ですよ。しかし、実際問題としては、額は減る可能性はあるけれども、これを上限として承認するかどうかという。それで実際に繰り出すのは、23年度と25年度ということですね。

(田岡委員)

私はOKです、進めていただいて。

(根小田委員長)

特に異論はございませんですか、皆さん。

はい。

(松本委員)

9,600万円という、上限ということで。

(根小田委員長)

そういうことですね、はい。そういうことで、そしたら委員会として承認するというところでよろしいですか。

(全員)

異議なし。

(根小田委員長)

はい。それじゃあそういうことで、させていただきたいと思います。

今日の議題は以上ですが、ほかにございせんか。

(松本委員)

もう一つ。これ決めたので、ぜひ12月に向けては「木の香るまちづくり推進事業」のところの、門田さんから、四国銀行の取り組みなども聞いたらいいと思うんですが、やっぱり200万円という枠をもうちょっと僕はボリューム上げたらと思います。そこは是非、12月に向けて、一つ事務局の方で「木の香るまちづくり推進事業」、今回も補正500万円増額補正するわけやから、要望もあるし、そういう意味でいうとちょっと予算の範囲の中では、上限額をアップしてもいいのじゃないかなと思います。

(根小田委員長)

200万円の使い道の上限っていうのは、これはどこで決めたんですかね。

(岩原チーフ)

ちょっと資料がないんであれなんですけど、松本委員さんが言われたように、去年度は上限を200万円ということで、補助金が200万円、事業費は400万円ということで、補助をさせていただいてました。今年度は、22年度からは上限を300万円にさせていただいて、今年度からは取り組みをさせていただいています。

(根小田委員長)

そういうことですね。

(岩原チーフ)

はい。

(根小田委員長)

「木の香るまちづくり推進事業」、これについては12月の時に具体的に議論をさせていただかないといけませんね、上限の話も含めて。また、その時に改めてご意見を出していただければと思います。

その他、特にございませんか。

事務局の方、何か連絡事項等。

(久保課長補佐)

特に連絡はございません。本日はどうもありがとうございました。

(根小田委員長)

はい、それでは次回は12月ですね。

それでは、どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

(鶴岡課長ほか)

どうもありがとうございました。